平成30年度 経済産業関係 税制改正について (事業承継関連)

平成30年1月 経済産業省

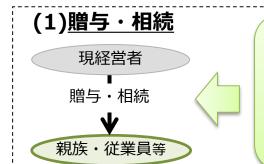
中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充

創設・拡充

(贈与税・相続税・登録免許税・不動産取得税)

- 中小企業経営者の高齢化が進んでおり、今後10年の間に、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人になるにもかかわらず、半数以上が事業承継の準備を終えていない。現状を放置すると中小企業の廃業の増加により地域経済に深刻な打撃を与える恐れ。
- 円滑な世代交代を通じた生産性向上を図るため、事業承継税制について、その対象を抜本的に拡充することにより、事業承継を強力に後押しするとともに、M&Aを通じた事業承継について、新たに支援措置を創設することで、多様な経営引継ぎの形態に応じた次世代経営者への事業承継を加速させる。

改正概要

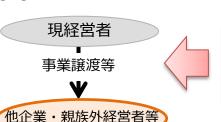


事業承継税制の抜本的拡充

今後5年以内に承継計画(仮称)を提出し、10年以内に実際に承継を行う者が対象

- ①後継者が売却・廃業を行った際、その時点での株価を基に納税額を計算し、減免可能
- ②対象株式数の上限を撤廃(2/3→3/3)、納税猶予割合を80%から100%に拡大
- ③近年の人手不足の状況に鑑み、雇用平均8割を満たせなかった場合でも猶予継続を可能に
- ④複数の株主から複数への後継者への事業承継についても対象者を拡大

(2)<u>売却・M&A</u>



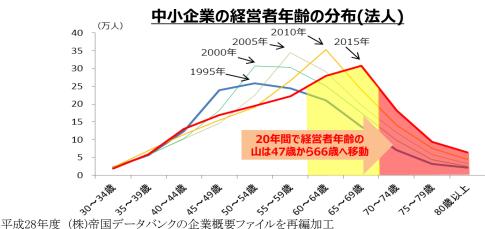
M&Aを通じた事業承継への支援策を新設

中小企業等経営強化法を改正し、M&Aによる事業承継を支援対象に追加。経営力向上計画の認定を受けた事業者に対して、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減

(参考) 中小企業の事業承継は喫緊の課題

- ◆ 今後10年の間に、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となり、うち約半数の 127万(日本企業全体の1/3)が後継者未定。
- ◆ 現状を放置すると、中小企業廃業の急増により、2025年頃までの10年間累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが 失われる可能性※。特に地方において、事業承継問題は深刻。

※2025年までに経営者が70歳を越える法人の31%、個人事業者の65%が廃業すると仮定。雇用者は2009年から2014年までの間に廃業した中小企業で雇用されていた従業員数の平均値(5.13人)、付加価値は2011年度における法人・個人事業主1者あたりの付加価値をそれぞれ使用(法人:6,065万円、個人:526万円)。



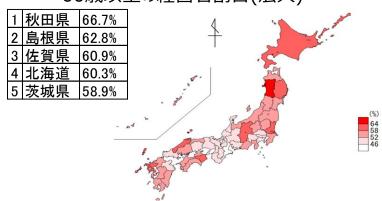


平成28年度総務省「個人企業経済調査」、平成28年度(株)帝国データバンクの企業概要ファイルから推計

◆ 事業承継問題の解決なくして、地方経済の再生・持続的発展なし

特に地方において経営者の高齢化は深刻

60歳以上の経営者割合(法人)

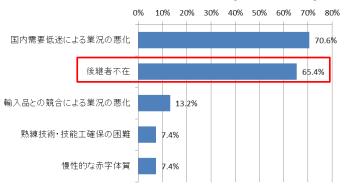


(出典)東京商工リサーチのデータを再編・加工

※3カ年以上財務情報があり、黒字の企業におけるデータ

全国各地の産地において後継者不在による倒産・廃業が進展

産地における倒産・廃業の理由(複数回答)



(出典)日本総研株式会社委託調査

※全国578の産地を対象にし、263の産地(西陣織 益子焼、川口鋳物等)からの回答を元に調査。

中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 (事業承継税制)

(相続税・贈与税)

拡充

事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」を、今後5年以内に承継計画(仮称)を 提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象とし、抜本的に拡充。

- ①対象株式数・猶予割合の拡大②対象者の拡大③雇用要件の弾力化④新たな減免制度の創設等を行う。
- ◆ 税制適用の入り口要件を緩和 ~事業承継に係る負担を最小化~

現行制度

- ○納税猶予の対象になる株式数には2/3の上限があり、相続税の猶予割合は80%。後継者は事業承継時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。
- ○税制の対象となるのは、<u>一人の先代経営者から一</u> 人の後継者へ贈与・相続される場合のみ。

改正案

- ○対象株式数の**上限を撤廃**し全株式を適用可能に。また、 納税猶予割合も100%に拡大することで、承継時の税負 担ゼロに。
- ○親族外を含む**複数の株主**から、<u>代表者である後継者</u> <u>(最大3人)</u>への承継も対象に。中小企業経営の実状に 合わせた、多様な事業承継を支援。

◆ 税制適用後のリスクを軽減 ~将来不安を軽減し税制を利用しやすく~

現行制度

- ○後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、**承継時の株価を基に贈与・相続税が課税される**ため、過大な税負担が生じうる。
- ○税制の適用後、<u>5年間で平均8割</u>以上の雇用を維持できなければ猶予打切り。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって大きな負担。

改正案

- ○**売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算**し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。
- ○5年間で平均8割以上の雇用要件を<u>未達成の場合でも、</u> **猶予を継続可能**に(経営悪化等が理由の場合、認定支 援機関の指導助言が必要)。



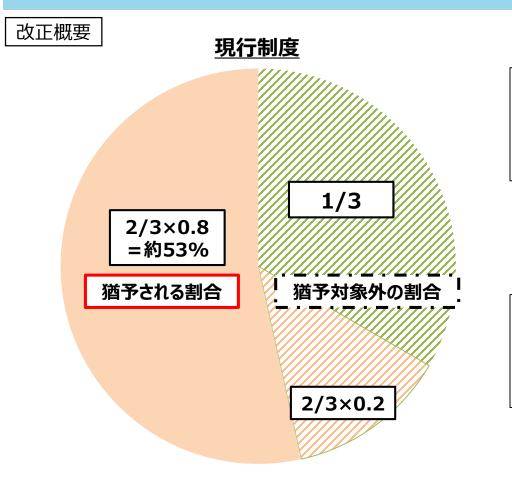
※以上のほか、相続時精算課税制度の適用範囲の拡大及び所要の措置を講じる。

中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 (事業承継税制①対象株式数上限等の撤廃) (相続税

(相続税・贈与税)

拡充

- 現行制度では、先代経営者から贈与/相続により取得した非上場株式等のうち、議決権株式総数の2/3に達する部分までの株式等が対象(贈与/相続前から後継者が既に保有していた部分は対象外)。例えば、相続税の場合、猶予割合は80%であるため、猶予されるのは2/3×80%=約53%のみ。
- 対象株式数の上限を撤廃
 (2/3 → 3/3)、
 猶予割合を100%に拡大
 することで、
 事業承継時の贈与税・
 相続税の現金負担をゼロにする。



現行制度

納税猶予の対象になるのは、発行済議決権株式総数の2/3までであり、相続税の納税猶予割合は80%。そのため、実際に猶予される額は全体の約53%にとどまる

改正案

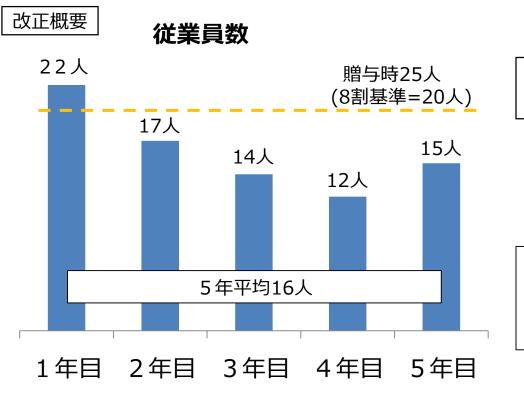
- ・対象株式数の上限を撤廃し議決権株式の全てを猶 予対象とする。
- ・猶予割合を100%に拡大。
- ⇒事業承継に係る金銭負担はゼロとなる

中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 (事業承継税制②雇用要件の実質的撤廃) (相続税

(相続税・贈与税)

拡充

- 現行制度では、事業承継後**5年間平均で、雇用の8割を維持**することが求められている。仮に雇用8割を維持 出来なかった場合には、**猶予された贈与税・相続税の全額を納付**する必要がある。
- 制度利用を躊躇する要因となっている**雇用要件を実質的に撤廃する**ことにより、**雇用維持要件を満たせなかった** 場合でも納税猶予を継続可能に。(※雇用維持が出来なかった理由が経営悪化又は正当なものと認められない場合、認定支援機関の指導・助言を受ける必要がある。)



現行制度

5年間の雇用平均が<u>8割未達の場合</u>、猶予された税額を全額納付



改正案

5年間の雇用平均が8割未達でも猶予は継続

※5年平均8割を満たせなかった場合には理由報告が必要。 経営悪化が原因である場合等には、認定支援期間による指 導助言の必要

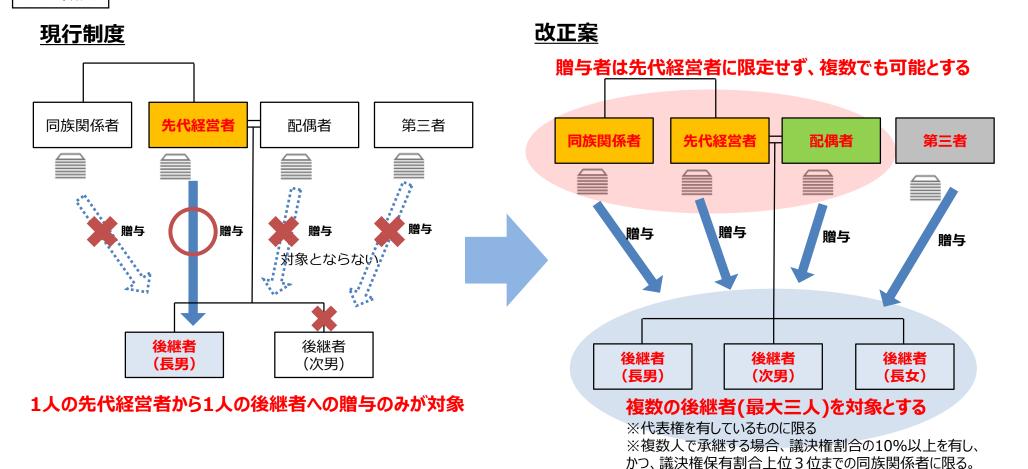
中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設·拡充 (事業承継税制③対象者の拡充) (相続科

(相続税・贈与税)

拡充

- 現行制度では、一人の先代経営者から一人の後継者へ贈与・相続される場合のみが対象。
- 親族外を含む**複数の株主**から、**代表者である後継者(最大3人)**への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

改正概要



中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充

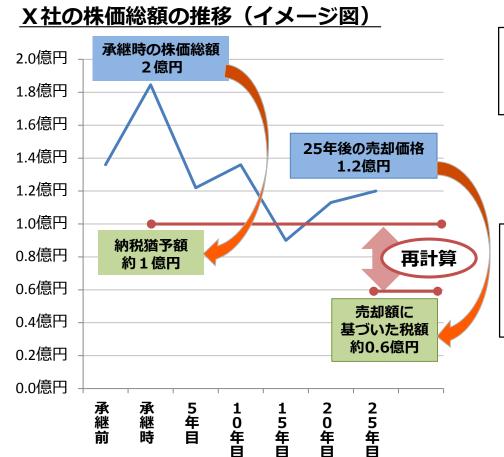
(事業承継税制4経営環境変化に応じた減免)

(相続税・贈与税)

創設

- 現行制度では、後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税を納税するため、過大な税負担が生じうる。
- 売却額や廃業時の評価額を基に納税額を再計算し、事業承継時の株価を基に計算された納税額との差額を 減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。

制度概要



現行制度

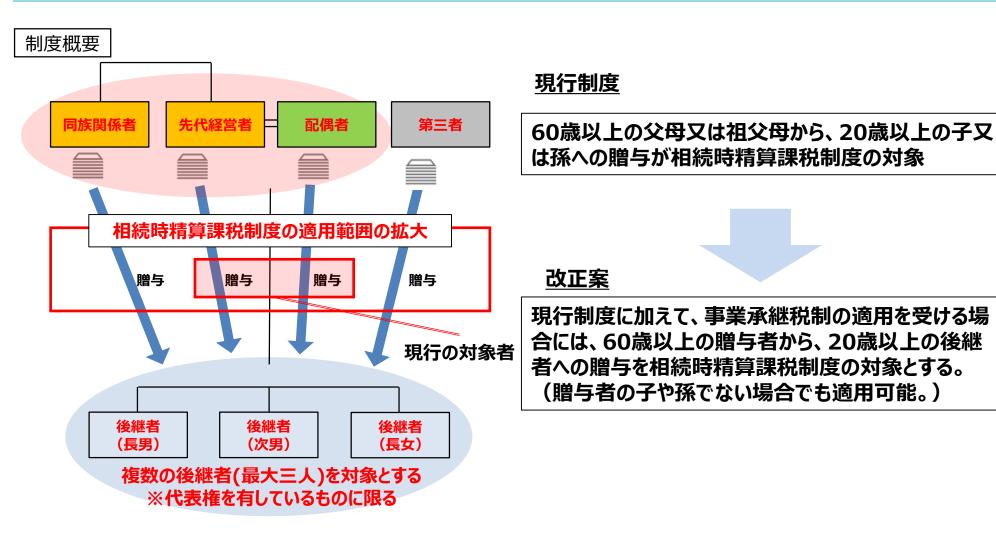
事業承継時の株価を元に贈与税額・相続税額を算定 し、猶予取消しとなった場合には、その贈与税額・相続 税額を納税する必要がある

改正案

経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、事業承継時の価額と差額が生じているときは、 売却・廃業時の株価を基に納税額を再計算し、減免 可能とすることで将来不安を軽減

創設

- 現行制度では、相続時精算課税制度は、原則として直系卑属への贈与のみが対象。
- 事業承継税制の適用を受ける場合には、相続時精算課税制度の適用範囲を拡大することにより、**猶予取消し**時に過大な税負担が生じないようにする。



中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設

(登録免許税・不動産取得税)

- 創設
- 後継者が不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、いわゆるM&Aにより経営資源や事業の再編・統合を図ることにより、事業の継続・技術の伝承等を図ることが重要。そのため、中小企業等経営強化法を改正し、M&Aによる事業承継を支援対象に追加することで、第三者への事業承継を後押し。
- 認定を受けた経営力向上計画(仮称)に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減することで、次世代への経営引継ぎを加速させる措置を創設。

改正概要

【適用期限:平成31年度末まで】

【中小企業等経営強化法】

A社 X事業 土地、機械、 建物、ほか、

B社が引継ぎ 経営を強化 事業譲渡等

土地・建物

一登録免許税

X事業

建物

○不動産取得稅

機械

ほか

B社

を軽減

Y事業

<登録免許税の税率>

		通常税率	計画認定時の 税率
不動産の 所有権 移転の 登記	合併による移転の 登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の 登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による移転の登記	2.0%※	1.6%

※平成31年3月31日まで、土地を売買した場合には1.5%に軽

減。 <不動産取得税の税率>

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2)
土地 住宅	3.0%※1	2.5% (1/6減額相当)
住宅以外の 家屋	4.0%	3.3% (1/6減額相当)

※1平成33年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0% に軽減されている。(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)

※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税

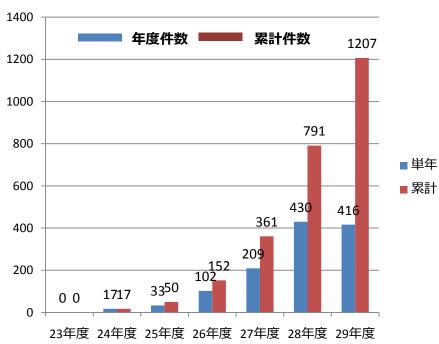
(参考) 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設

- 近年は息子や娘などではなく、親族外の第三者への事業承継も約3割程度存在している。また、事業引継ぎ 支援センターによる親族外承継の実績も年々増加しており、首都圏のみならず、地方においても中小企業の 事業承継を端緒としたM&Aが活発化してきている。
- 現状を放置すれば、後継者難による廃業の急増により、サプライチェーンの維持などが困難になり、地域経済・ 雇用に深刻な打撃を与える恐れがある中、中小企業のM&Aを通じた事業統合により、事業の効率化や規模 の拡大などの生産性向上に向けた取組は急務。

後継者選定状況・親族外承継の現状

後継者の選定状況 親族内外承継の割合 親族外承継の内訳 後継者 社外の人材 候補も 後継者 8.1 親族外 いない が決まっ 未定 33.4 親族以外の ている 親族以外の 30.9 役員 従業員 41.6 親族内 57.9 33.9 後継者 66.6 候補あり 27.5 (n=787)(n=2,357)(n=4.036)

事業引継ぎ支援センターによる事業引継ぎ実績の推移



中小企業庁委託「企業経営の継続に関するアンケート調査」(2016年11月、(株)東京商工リサーチ)

※29年度は11月末時点の件数

出所:中小企業引継ぎ支援全国本部